

1. はじめに

1.1 目的

富谷市では、都市・地域総合交通戦略要綱に基づき、平成30年10月から「富谷市総合交通検討委員会」を設置し、「住みたくなるまち日本一」にふさわしい交通環境の実現に向けて、令和元年度に「富谷市都市・地域総合交通戦略（基本計画）」を策定し、市民バスの再編やデマンド型交通の導入など各種交通施策の展開を図っております。

また、本市と仙台市泉中央駅を結ぶ新たな軸となる基幹公共交通の整備検討についても行っています。

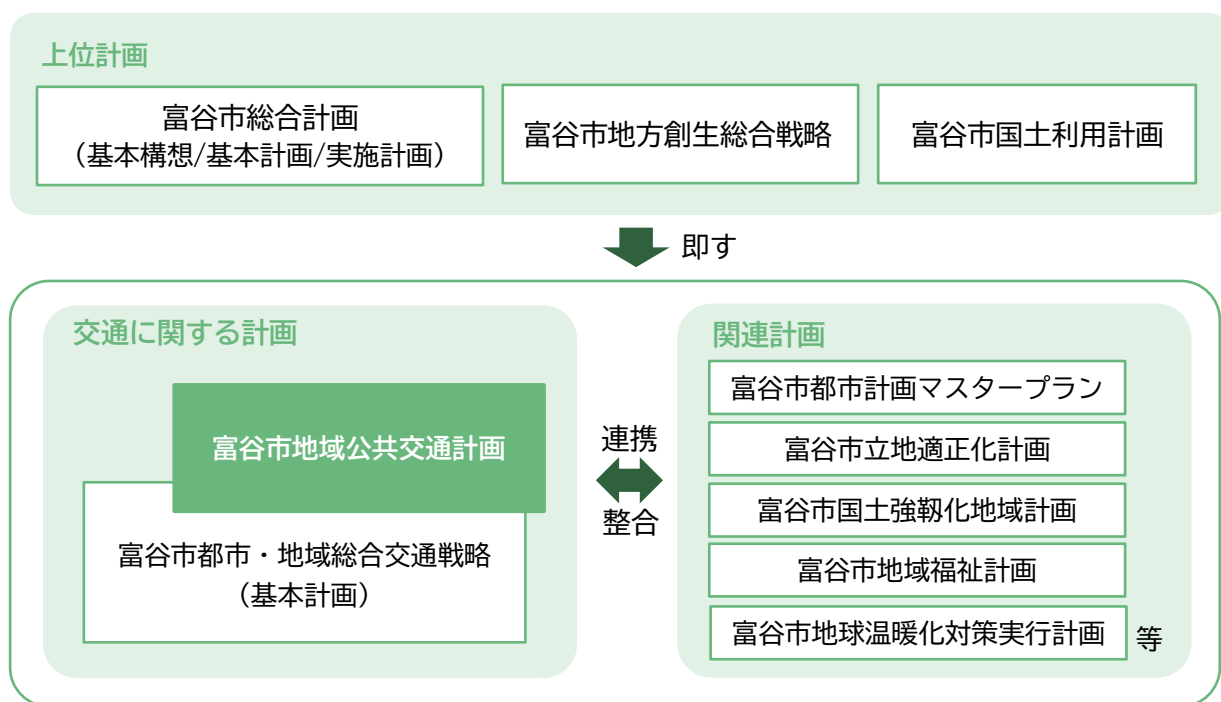
そのような中、令和2年には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）」の一部が改正され、地方公共団体が中心となり、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとして「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されています。

富谷市地域公共交通計画は、地域交通法第5条に基づく計画であり、同第6条に基づく「富谷市地域公共交通活性化協議会」で協議の上、富谷市の将来の公共交通ネットワークを構築し、望ましい公共交通の将来像の実現を目的としています。

1.2 本計画の位置づけ及び関連する計画

本計画は、「富谷市総合計画」、「富谷市地方創生総合戦略」及び「富谷市国土利用計画」を上位計画とし、当該計画との整合を図るとともに、本計画の根拠となる「地域交通法」に示される国の方針等に準拠します。

また、富谷市都市計画マスタープラン及び富谷市立地適正化計画をはじめ、まちづくりや福祉、環境などの分野で策定する計画を関連計画として、これらに示される施策・事業と適切に連携をはかりながら本計画を推進します。



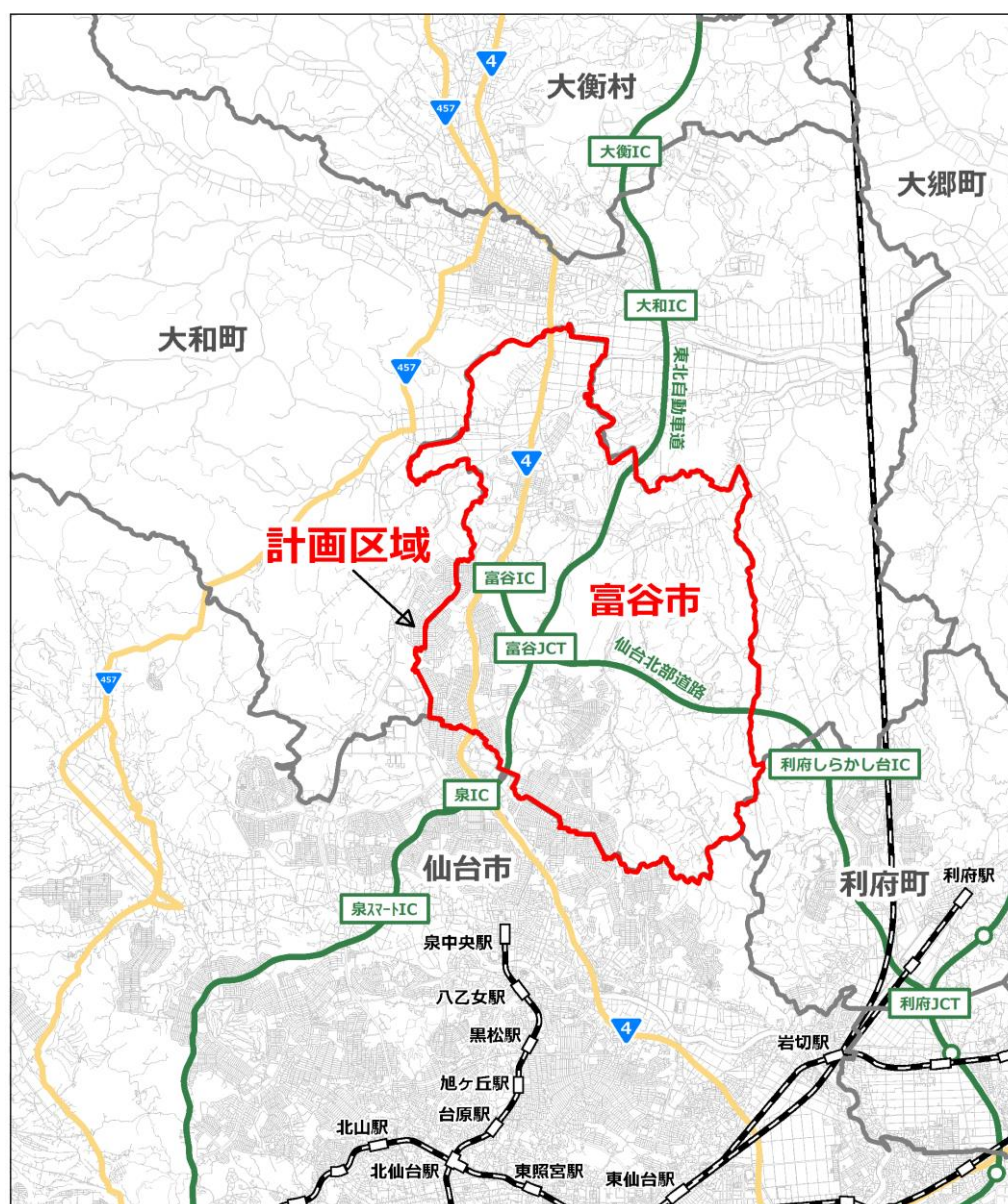
1.3 計画の区域

計画区域は、富谷市全域とします。ただし、近隣の仙台市泉区、大和町、大衡村、大郷町等市域外に及ぶ広域交通も視野に入れて計画策定を行います。



【地形図】資料：国土数値情報（国土交通省）

図 仙塩都市圏



【地形図】資料：基盤地図情報ダウンロードサービス（国土地理院）

図 計画区域（富谷市内全域）

1.4 計画の期間

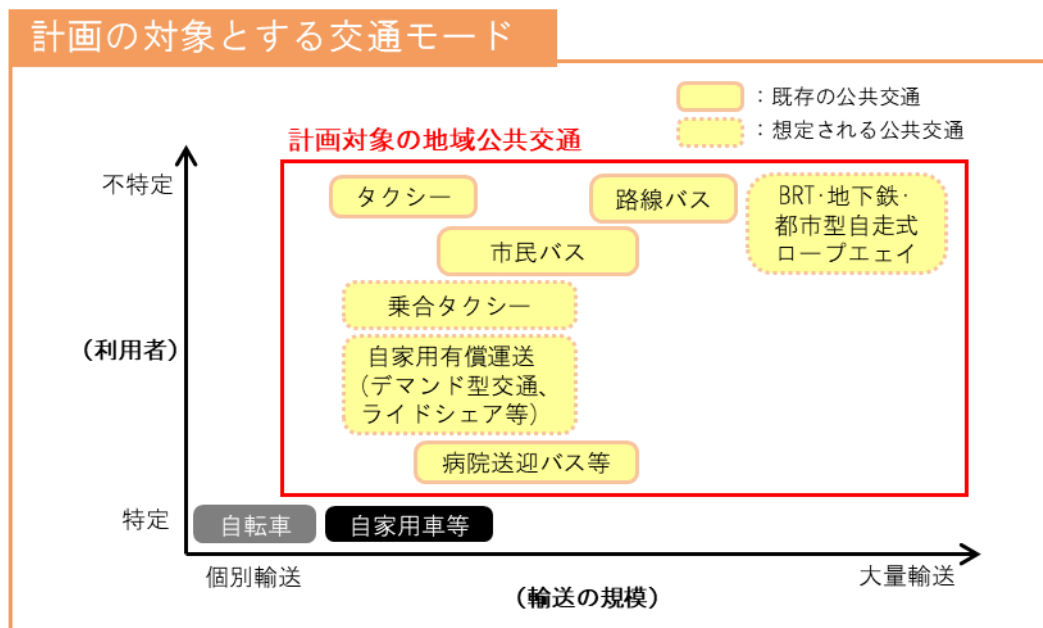
計画期間は、令和 7 年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間とします。

なお、施策の実施状況や目標値の達成状況を検証・評価し、地域交通法などの国の法制度や社会情勢の変化等をはじめ、本市の公共交通等を取り巻く情勢などに変化が生じた場合には、随時計画の見直しを行います。

1.5 計画の対象とする交通モード

本計画では、民間事業者等が国土交通省の許可等を受けて運行する旅客事業（BRT・地下鉄・都市型自走式ロープウェイ、路線バス、市民バス、乗合タクシー、タクシー等）の不特定の乗り合いが発生する交通手段を「公共交通」と定義し、本計画の対象とする交通モードとして設定します。

図 計画の対象とする交通モード



1.6 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

国のSDGs実施方針では、各種計画等の策定にSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れることとされていることから、本計画ではSDGsの17のゴール（目標）のうち、特に関連する目標（9、10、11、13）について、本計画を推進することによりSDGsの達成に貢献します。



図 SDGsの17のゴール（目標）